

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以降に取得したもの

・ 取得原価が判明しているもの 取得原価

・ 取得原価が不明なもの 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### ② 無形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

・ 取得原価が判明しているもの 取得原価

・ 取得原価が不明なもの 再調達原価

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のないもの 取得原価

##### ② 出資金

市場価格のないもの 出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 8年～60年

物品 2年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不納引当金

長期延滞債権について、過去5年間の平均不納欠損率により、徵収不納見込額を計上しています。

##### ② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

##### ③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
  - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
  - イ ア以外のファイナンス・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手元現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税及び地方消費税の会計処理基準  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込処理方式によっています。
- ② 物品及びソフトウェアの計上基準  
物品については、1点当たりの取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。
- ③ 資本的支出と修繕費の区分基準  
資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税法基本通達第7章第8節の規定によっています。

2 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計処理の原則又は手続きの変更  
該当する事項はありません。
- (2) 表示方法の変更  
該当する事項はありません。
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更  
該当する事項はありません。

3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃  
該当する事項はありません。
- (2) 組織・機構の大幅な変更  
該当する事項はありません。
- (3) 地方財政制度の大幅な改正  
該当事項はありません。
- (4) 重大な災害等の発生  
該当する事項はありません。

(5) その他重要な後発事象

該当事項はありません。

#### 4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事項はありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当する事項はありません。

#### 5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲 一般会計

② 令和3年度一般会計等財務書類の作成基準日 令和4年3月31日

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間が設けられており、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の、令和4年5月31日付けの係数をもって会計年度末の係数としています。

③ 表示単位 千円

千円未満を四捨五入で処理しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）における健全化判断比率の状況

実質赤字比率 -%

連結実質赤字比率 -%

実質公債費比率 9.8%

将来負担比率 33.1%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 37,163千円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 1,068,257千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産

ア 範囲 売却予定となっている公共資産

イ 内訳 事業用資産 17,669千円 (18,136千円)

　　土地 17,669千円 (18,136千円)

令和4年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の括弧書きは、貸借対照表における簿価を記載しています。

② 減価償却累計額

事業用資産 18,326,194千円

　　建物 17,710,735千円

　　工作物 608,487千円

　　船舶 6,972千円

インフラ資産 12,410,686千円

　　建物 614,834千円

工作物	11,795,852 千円
物品	623,417 千円

- (3) 減債基金に係る積立不足額  
積立不足はありません。
- (4) 基金借入金（繰替運用）  
借入残高はありません。
- (5) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素  
標準財政規模 8,826,510 千円  
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 1,542,258 千円  
将来負担額 25,084,032 千円  
充当可能基金額 4,873,908 千円  
特定財源見込額 1,132,224 千円  
地方債現在高等に係る基準財政需要額参入見込額 16,659,659 千円
- (6) 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務契約 該当する契約はありません。
- (3) 行政コスト計算書に係る事項  
該当する事項はありません。
- (4) 純資産変動計算書に係る事項  
純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容  
① 固定資産形成分  
固定資産の額に、流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。  
② 余剰分（不足分）  
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。
- (5) 資金収支計算書に係る事項  
① 基礎的財政収支 2,815,007 千円  
② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	21,134,143 千円	19,974,684 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	—	—
繰越金に伴う差額	312,921 千円	—
地方自治法第233条の2の規定による基金繰入に伴う差額	—	160,000 千円
資金収支計算書	20,821,222 千円	20,134,684 千円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

<u>業務活動収支</u>	2,277,174 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	471,506 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	△340,627 千円
減価償却費	△1,024,427 千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	7,403 千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	17,870 千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	10,185 千円
資産売却益	53,062 千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	1,472,146 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は、次のとおりであり、令和3年度に行つた一時借入は、全て本市基金の繰替運用です。

一時借入金の限度額	1,000,000 千円
一時借入金の利子額	6 千円

⑤ 重要な非資金取引

該当する事項はありません。